

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【公表番号】特表2016-527195(P2016-527195A)
 【公表日】平成28年9月8日(2016.9.8)
 【年通号数】公開・登録公報2016-054
 【出願番号】特願2016-517721(P2016-517721)
 【国際特許分類】

C 0 7 C 67/56 (2006.01)
 C 0 7 C 69/80 (2006.01)
 B 0 1 J 20/20 (2006.01)
 B 0 1 J 20/10 (2006.01)
 B 0 1 J 20/14 (2006.01)
 B 0 1 J 20/34 (2006.01)
 B 0 1 D 15/08 (2006.01)

【F I】

C 0 7 C 67/56
 C 0 7 C 69/80 A
 B 0 1 J 20/20 B
 B 0 1 J 20/10 D
 B 0 1 J 20/14
 B 0 1 J 20/34 C
 B 0 1 J 20/34 G
 B 0 1 D 15/08

【手続補正書】
 【提出日】平成29年6月1日(2017.6.1)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

フタル酸ジオクチルを含む組成物の紫外線吸収特性を低減する方法であって、
 (a) フタル酸ジオクチルおよびフタリドを含む組成物を得るステップであり、前記組成物が、約230から360nmの波長で0.1超の吸光度を有するステップと、
 (b) 前記組成物と活性炭またはシリカ含有材料とを十分な時間接触させて、前記フタリドと前記活性炭またはシリカ含有材料とを接触させるステップと、
 (c) 前記活性炭またはシリカ含有材料から前記組成物を取り除くステップと
 を含み、ステップ(c)から得られた前記組成物が、約230から360nmの波長で約0.1以下の吸光度を有し、ステップ(a)からの前記組成物と比較してフタリドの量が低減しており、
前記活性炭は、0.15～130nmの平均粒径を有し、
前記シリカ含有材料は、少なくとも約85質量%がシリカである珪藻土、シリカゲル、
又はこれらの組み合わせである、ことを特徴とする方法。

【請求項2】

請求項1に記載の方法であって、ステップ(a)からの前記組成物が、約230nmの波長で0.1超の吸光度を有し、ステップ(c)から得られた前記組成物が、約230nm

mの波長で約0.1以下の吸光度を有することを特徴とする方法。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の方法であって、前記接触させるステップ(b)および前記取り除くステップ(c)を行った後に、前記フタリドの少なくとも50、60、70、80、または90%が、ステップ(a)からの前記組成物から除去されることを特徴とする方法。

【請求項4】

請求項3に記載の方法であって、前記接触させるステップ(b)および前記取り除くステップ(c)を行った後に、前記フタリドの少なくとも90%が、ステップ(a)からの前記組成物から除去されることを特徴とする方法。

【請求項5】

請求項1から4のいずれか一項に記載の方法であって、ステップ(b)および(c)がクロマトグラフィーステップであることを特徴とする方法。

【請求項6】

請求項5に記載の方法であって、前記クロマトグラフィーステップがカラムクロマトグラフィーステップであることを特徴とする方法。

【請求項7】

請求項1から6のいずれか一項に記載の方法であって、(d)ステップ(c)から得られた前記組成物からフタル酸ジオクチルを単離または精製または抽出するステップをさらに含むことを特徴とする方法。

【請求項8】

請求項7に記載の方法であって、前記単離または精製または抽出するステップが、貧溶媒の添加により行われることを特徴とする方法。

【請求項9】

請求項8に記載の方法であって、前記貧溶媒が水であることを特徴とする方法。

【請求項10】

請求項1から9のいずれか一項に記載の方法であって、前記組成物からフタリドを除去するためにステップ(c)の後にさらなる処理ステップが行われないことを特徴とする方法。

【請求項11】

請求項1から10のいずれか一項に記載の方法であって、ステップ(c)から得られた前記組成物が製造品中に可塑剤として使用されることを特徴とする方法。

【請求項12】

請求項11に記載の方法であって、前記製造品が容器またはチューブであることを特徴とする方法。

【請求項13】

請求項11に記載の方法であって、前記製造品が医療機器であることを特徴とする方法。

【請求項14】

請求項1から13のいずれか一項に記載の方法であって、ステップ(a)からの前記組成物が、少なくとも100、200、300、400、もしくは1000百万分率または少なくとも0.01、0.02、0.03、0.04、もしくは0.1重量%、もしくはそれ超のフタリドを含むことを特徴とする方法。

【請求項15】

請求項1から14のいずれか一項に記載の方法であって、ステップ(a)からの前記組成物が、100から600百万分率または0.01から0.06重量%のフタリドを含むことを特徴とする方法。